



# 農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう  
保険料が引き下げられます

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の  
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が  
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



ポイント

1

の説明

令和4年1月から

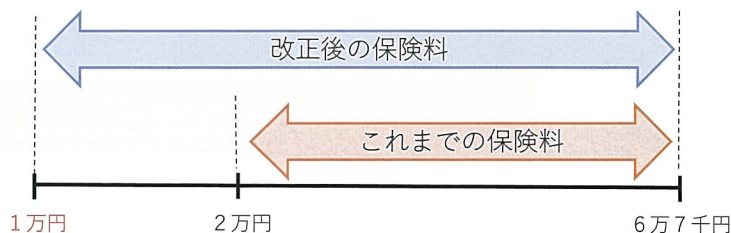
### 35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

- 次の①～⑤のいずれにも該当しない方
- ① 認定農業者かつ青色申告者
  - ② 認定就農者かつ青色申告者
  - ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
  - ④ 認定農業者又は青色申告者
  - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】  
（千円単位で選択できます）



ポイント

2

の説明

令和4年4月から

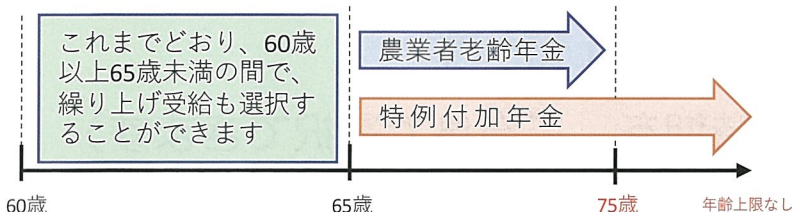
### 年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！ （昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

これまでどおり、60歳以上65歳未満の間で、繰り上げ受給も選択することができます



【年金の受給要件】

- 【農業者老齢年金】
- ・ 65歳以上であること
- 【特例付加年金】
- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
  - ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
  - ・ 65歳以上であること

ポイント

3

の説明

令和4年5月から

### 加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で

